

坂東市議会だより

2025.5

No.81

city council public information BANDO

発行 坂東市議会
編集 議会だより編集特別委員会 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地
TEL(代表) 0297-35-2121/0280-88-0111 URL <https://www.city.bando.lg.jp>

WELCOME TO BANDO CITY!!

下総利根大橋料金所管理事務所跡地に、地域の賑わいを創出する拠点として、農産物直売所、観光情報ブース、サイクルステーション等から成る複合施設「坂東市産業経済交流施設 坂東将門の里」が4月18日にオープンしました。

令和7年 3月定例会議

2~7 議案説明・審議結果

8 予算概要

9 予算討論

10~13 一般質問

令和7年 4月随時会議

13 議案説明・審議結果

14 新人議員の紹介と所属委員会について

議会日誌・編集後記

坂東将門の里



一般質問の質問者ごとの映像がご覧いただけるコードを掲載しました。(P10-13)



議会生中継・録画放送

インターネット配信中



令和7年 坂東市議会

3月定例会議

2月19日から3月4日まで

3月定例会議では、2月19日（第1回会議）に令和7年度の一般会計予算をはじめ各特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算や条例の改正、補正予算など34議案が提出されました。

3月4日（第3回会議）には、議員提出議案2件、諮問1件が提出され、次の表のとおり決まりました。

議案説明・審議結果

番号	件名	内容	付託委員会	結果
報告第1号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更)	産業経済交流施設建築工事進捗に伴い、当該施設及び道路利用者の安全対策を講じる必要が生じたことにより変更契約をするものです。	—	報告
報告第2号	専決処分の報告について (事故の和解)	岩井地内において、走行中の車両の車輪が道路上の穴に落ち、タイヤを損傷した事故について和解するものです。	—	報告
議案第1号	坂東市公園緑地等管理基金条例	坂東PAハイウェイ・オアシスの都市公園に関する公園緑地及び施設の適正な維持管理に必要な資金に充てるため、坂東市公園緑地等管理基金条例を制定するものです。	—	原案可決
議案第2号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条項ずれの整合を図るための改正を行うものです。	—	原案可決
議案第4号	坂東市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	令和6年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料月額の変更、期末勤勉手当の支給月数の引上げ及びその他の諸手当について所要の改正を行うものです。会計年度任用職員については、常勤職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第5号	坂東市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		—	原案可決
議案第6号	坂東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		—	原案可決



番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果
議案第7号	坂東市手数料徴収条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第8号	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例	令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法と規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に合わせて、坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の適用面積を改めるものです。	—	原案可決
議案第9号	坂東市下水道条例の一部を改正する条例	下水道法施行令及び国土交通省が定める標準下水道条例の改正などに伴い、条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第10号	坂東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第11号	坂東市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令の一部改正に伴い、水道整備・管理行政の機能強化を図るため、布設工事監督者及び水道技術管理者について、資格要件の見直しが行われたため、関係条例の一部を改正するものです。	—	原案可決
議案第12号	市道路線の認定について	県営畑地帯総合整備事業「坂東中央地区」及びつくば下総広域農道 通称「アグリロード」の事業完了に伴う路線整理のため、沓掛579号線ほか50路線について新たに認定するものです。(半谷・沓掛地内)	産業建設	原案可決
議案第13号	市道路線の変更について	県営畑地帯総合整備事業「坂東中央地区」及びつくば下総広域農道 通称「アグリロード」の事業完了に伴う路線整理のため、沓掛149号線ほか29路線について起点、終点又は起点及び終点を変更するものです。(半谷・沓掛地内)	産業建設	原案可決

番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果
議案第14号	市道路線の廃止について	県営畑地帯総合整備事業「坂東中央地区」及びつくば下総広域農道 通称「アグリロード」の事業完了に伴う路線整理のため、沓掛151号線ほか166路線について廃止するものです。(半谷・沓掛地内)	産業建設	原案可決
議案第15号	市道路線の変更について	長須220号線について、民地通路上を市道路線として認定している状況となっていることから、認定状況の是正を図るため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、終点を変更するものです。	産業建設	原案可決
議案第16号	指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき坂東市地域活動支援センターの指定管理者を指定し、その施設の維持管理を委託するものです。	—	原案可決
議案第17号	指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき坂東市産業経済交流施設の指定管理者を指定し、その施設の維持管理を委託するものです。	—	原案可決
議案第18号	令和6年度坂東市一般会計補正予算(第7号)	弓馬田小学校体育館大規模改造事業に要する経費等の追加により、歳入歳出それぞれ6億5227万9千円を追加するものです。	総 務	原案可決
議案第19号	令和6年度坂東市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	一般被保険者医療給付費分に要する経費等の減額により、歳入歳出それぞれ517万6千円を減額するものです。	—	原案可決
議案第20号	令和6年度坂東市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	保険料納付に要する経費の減額により、歳入歳出それぞれ2555万8千円を減額するものです。	—	原案可決
議案第21号	令和6年度坂東市介護保険特別会計補正予算(第2号)	介護サービス等給付に要する経費等の追加により、歳入歳出それぞれ1億6130万8千円を追加するものです。	—	原案可決
議案第22号	令和6年度坂東市介護事業特別会計補正予算(第1号)	指定介護予防支援事業に要する経費等の追加により、歳入歳出それぞれ70万8千円を追加するものです。	—	原案可決



番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果 (賛成・反対)
議案第23号	令和6年度坂東市下水道事業 会計補正予算(第2号)	人事院勧告に伴う人件費の補正及び決算見込み額の確定に伴う所要額の補正をするものです。	—	原案可決
議案第24号	令和7年度坂東市一般会計 予算	予算総額を240億5千万円とするものです。	予 算	原案可決 (14:1)
議案第25号	令和7年度坂東市国民健康保険 特別会計予算	予算総額を57億5600万円とするものです。	予 算	原案可決 (14:1)
議案第26号	令和7年度坂東市後期高齢 者医療特別会計予算	予算総額を7億5230万円とするものです。	予 算	原案可決 (14:1)
議案第27号	令和7年度坂東市介護保険 特別会計予算	予算総額を41億6690万円とするものです。	予 算	原案可決 (14:1)
議案第28号	令和7年度坂東市介護事業特 別会計予算	予算総額を884万円とするものです。	予 算	原案可決
議案第29号	令和7年度坂東市水道事業 会計予算	収益的支出と資本的支出の合計を19億4304万6千円とするものです。	予 算	原案可決 (14:1)
議案第30号	令和7年度坂東市下水道事業 会計予算	収益的支出と資本的支出の合計を23億9692万8千円とするものです。	予 算	原案可決
議案第31号	財産の取得について(追認)	平成27年度小中学校教師用教科書及び指導書の購入について、追認の議決を求めるものです。	—	原案可決
議案第32号	財産の取得について(追認)	平成28年度小中学校教師用教科書及び指導書の購入について、追認の議決を求めるものです。	—	原案可決
議案第33号	財産の取得について(追認)	令和2年度小学校教師用教科書及び指導書の購入について、追認の議決を求めるものです。	—	原案可決

番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果
議案第34号	財産の取得について(追認)	令和6年度小学校教師用教科書及び指導書の購入について、追認の議決を求めるものです。	—	原案可決
議員提出 議案第1号	坂東市議会傍聴規則の一部を改正する条例	議会傍聴の在り方を検討するための全国市議会議長会「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」において、標準 市議会傍聴規則の一部が改正されたことに伴い、多様な人材の本市議会への参画を促す一助となるよう、傍聴環境を整備し、開かれた議会とするため、所要の改正を行うものです。	—	原案可決
議員提出 議案第2号	坂東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う拘禁刑(こうきんけい)の創設、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う 条文の追加及び全国市議会議長会が示す条例案の一部改正に対応するため、所要の改正を行うものです。	—	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	飯田 郁子(いいた ふみこ)氏	—	原案同意
	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について	後藤 治男(ごとう はるお) 議員		

賛否の分かれた案件の表決結果

	1	2	3	4	5	議長	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17	19	20	結 果
	中村 善行	名越 健寿	張替 進一	古谷 司	倉持 欣也	渡辺 利男	風見 正一	青木 浩美	青木 和之	染谷 栄	後藤 治男	石山 実	眞喜志 修	桜井 広美	滝本 和男	風見 好文	藤野 稔	林 順藏	
議案第24号	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×	○	原案可決
議案第25号	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×	○	原案可決
議案第26号	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×	○	原案可決
議案第27号	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×	○	原案可決
議案第29号	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	×	○	原案可決

「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席
議長は、採決に加わりません。(ただし、賛否同数の場合は、議長により決することになります。)

委員会審査報告

各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案の審査を行いました

総務常任委員会

審査案件

議案第18号 令和6年度坂東市一般会計補正予算（第7号）【全会一致により可決すべきものと決定】

産業建設常任委員会

審査案件

議案第12号 市道路線の認定について【全会一致により可決すべきものと決定】

議案第13号 市道路線の変更について【全会一致により可決すべきものと決定】

議案第14号 市道路線の廃止について【全会一致により可決すべきものと決定】

議案第15号 市道路線の変更について【全会一致により可決すべきものと決定】

予算特別委員会

審査案件

議案第24号 令和7年度坂東市一般会計予算【賛成多数により可決すべきものと決定】

議案第25号 令和7年度坂東市国民健康保険特別会計予算【賛成多数により可決すべきものと決定】

議案第26号 令和7年度坂東市後期高齢者医療特別会計予算【賛成多数により可決すべきものと決定】

議案第27号 令和7年度坂東市介護保険特別会計予算【賛成多数により可決すべきものと決定】

議案第28号 令和7年度坂東市介護事業特別会計予算【全会一致により可決すべきものと決定】

議案第29号 令和7年度坂東市水道事業会計予算【賛成多数により可決すべきものと決定】

議案第30号 令和7年度坂東市下水道事業会計予算【全会一致により可決すべきものと決定】

インターネットで議会中継が見られます！

坂東市議会では、開かれた議会を実現し、より多くの方に本会議における審議をご覧いただくため、本会議のインターネット中継（生中継・録画配信）を行っています。

市ホームページの「坂東市議会」から本会議の様子を見ることができますので、ぜひご覧ください。

坂東市議会

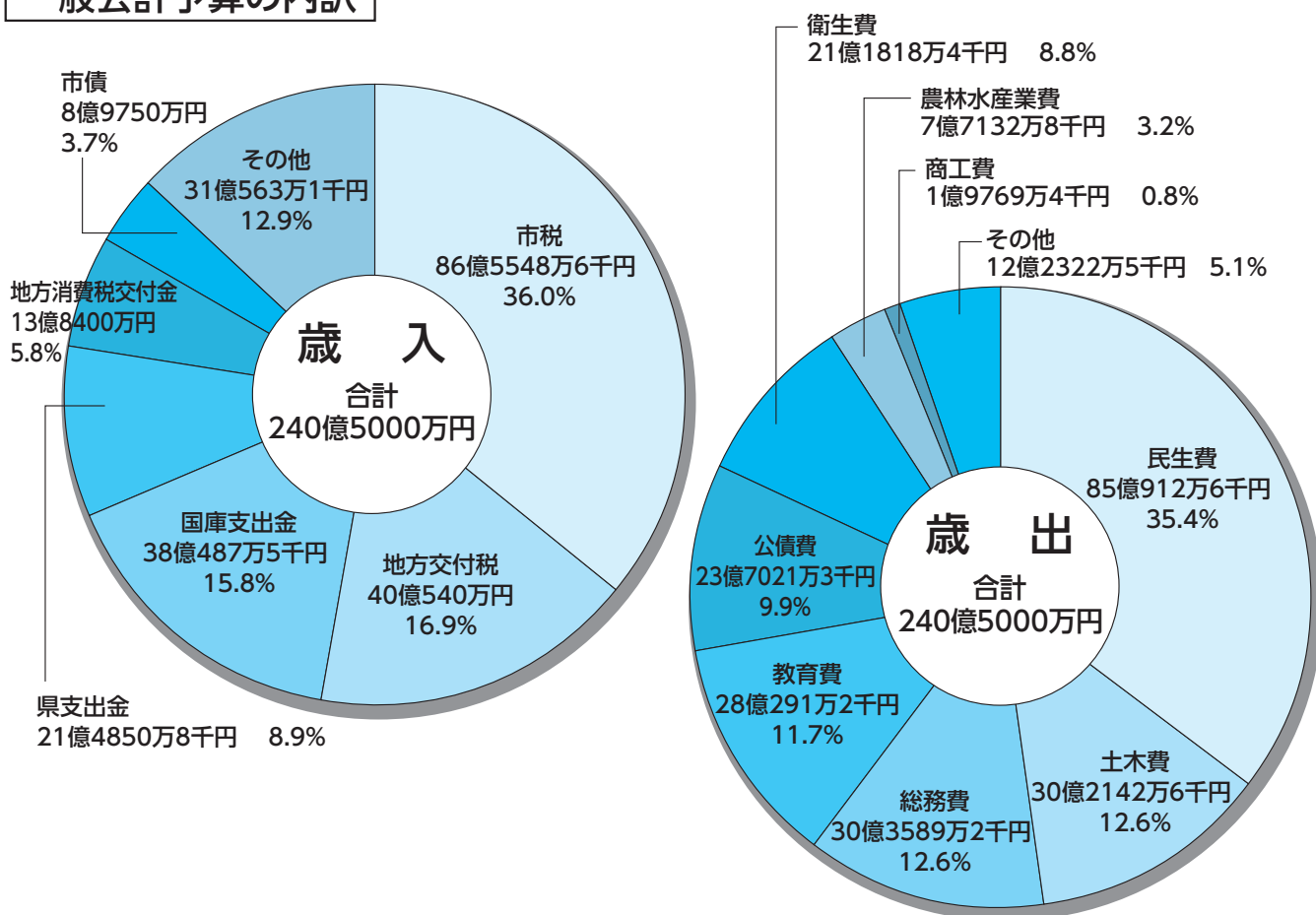
検索

クリック



令和7年度一般会計予算、各特別会計予算、 水道事業会計予算及び下水道事業会計予算を可決しました！

一般会計予算の内訳



各会計予算

会計名	令和7年度	令和6年度	増減率	
一般会計	240億5000万円	222億9000万円	7.9%	
国民健康保険特別会計	57億5600万円	58億900万円	△0.9%	
後期高齢者医療特別会計	7億5230万円	7億5320万円	△0.1%	
介護保険特別会計	41億6690万円	40億6310万円	2.6%	
介護事業特別会計	884万円	799万円	10.6%	
水道事業会計	収益的収入	13億1200万3千円	12億8451万3千円	2.1%
	収益的支出	13億563万4千円	12億7985万7千円	2.0%
	資本的収入	1061万円	1120万円	△5.3%
	資本的支出	6億3741万2千円	5億4225万円	17.5%
下水道事業会計 (公共下水道事業)	収益的収入	12億1977万7千円	11億9717万9千円	1.9%
	収益的支出	11億8333万6千円	11億6894万5千円	1.2%
	資本的収入	4億4860万5千円	3億9884万9千円	12.5%
	資本的支出	6億7714万4千円	6億1947万7千円	9.3%
下水道事業会計 (農業集落排水事業)	収益的収入	4億1152万7千円	4億4222万6千円	△6.9%
	収益的支出	3億4893万円	3億4917万6千円	△0.1%
	資本的収入	9380万9千円	9422万円	△0.4%
	資本的支出	1億8751万8千円	1億8833万9千円	△0.4%

討 論

令和7年度一般会計予算をはじめ各会計予算に対する討論

反対討論

一般会計では、個人市民税が前年度より増額となっていますが、市民の暮らしは諸物価の高騰でますます厳しくなっている中での増額です。マイナンバーカードの普及は8割を超えて進んでいます。拙速な普及促進は市民にとって必要なことなのでしょうか。難聴の高齢者の補聴器購入に補助を要求しておりますが、全国的にも茨城県でも補助を実施する自治体が年々増加しています。難聴者の補聴器購入の補助を求めます。農業は市の基幹産業です。今、農業は危機的状況にあります。昨年からの令和の米騒動と言われる米の価格高騰、米不足が起きました。減反が進められていますが、米不足、米の暴騰に逆行する米政策と言わなければなりません。稲作農家への支援をするべきです。市独自の農業後継者対策、新規就農者への補助を求めます。

国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険税の引下げを求めます。マイナンバーカードの保険証への切替えが実施となりました。マイナンバーカードを持たない被保険者がトラブルにならないようにしなければならぬと考えます。

後期高齢者医療特別会計予算については、これ以上の負担は限界だという声が聞かれます。県の財政安定化基金72億円の医療給付費準備基金を取り崩し、加入者の負担軽減を求めます。

介護保険特別会計予算については、保険料の減免制度の創設を求めます。

水道事業会計予算については、黒字分の利用者への還元、また、水道料金の引下げを求めます。

以上のことから、令和7年度の坂東市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、水道事業会計予算の5つの予算案に反対するものです。



ふじの みおの
藤野 稔 議員

賛成討論

歳入では、市税収入については、個人市民税について、賃金の上昇などによる増収が見込まれるとともに、法人市民税についても、事業者において堅調な業績の回復が見られ、増収が期待できるものの、今後の経済状況は依然として不透明であり、大幅な増収は見込めないため、国庫補助金、県補助金の活用、基金の繰入れなどにより、財源を確保して対応しています。今後とも、行政改革をより推進するとともに、市税の徴収率向上に努めるなど自主財源の確保にしっかり取り組んでいただきたいと要望します。

歳出では、「ひとづくり」の分野では、放課後児童クラブについて、杵掛館のトイレ改修等により保育環境の改善を図り、また、引き続き市独自の新生児応援給付金制度や各種手当により、子育て世帯を支援していくこととしています。学校給食につきましても、学校給食費の無償化及び市外通学児童・生徒等への補助金の支給を引き続き行い、保護者の負担軽減及び子育て世代の定住促進を図っていくこととしています。「暮らしづくり」の分野では、障害福祉サービスや相談業務の充実にも努め、就労機会の拡大を図るとともに、発達支援の分野においても保護者、学校及び事業所と連携しながら、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施していくこととしています。「都市(まち)づくり」の分野では、地籍調査事業に関して、事業中の七郷地区に加え、令和6年度からは神大実地区の事業にも着手し、令和30年度までの完了を目指すこととしています。「仕事づくり」の分野では、農業が本市の基幹産業として今後も発展していくため、地域計画を策定し、経営の効率化を促進していくこととしています。予算の執行に当たっては、尊い財源を無駄にすることなく、適切な執行がなされることを要望し、令和7年度坂東市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計予算に賛成するものです。



ごとう はるお
後藤 治男 議員



録画配信

くらもち きんや
倉持 欣也 議員

坂東PA及びハイウェイ・オアシスについて

問 現在の進捗状況について伺う。

答 令和6年4月23日に坂東PA内回りがオープンし、圏央道の江戸崎PAから菖蒲PAまでの77キロにおける休憩機会の提供による安全性と利便性の向上が図られています。坂東PA外回りについては、土工事が概成し、現在舗装及び施設工事を実施中です。当該区間の4車線化に合わせて早期供用開始を目指していますが、国、県、ネクスコ、市で構成される坂東PA調整会議等にて開通の見通しについて適宜確認していきます。

Q 坂東PAにおいて市の魅力を発信し、市内に寄ってもらえる仕組みができたらと思っているが、当市の見解を伺う。

A 訪れた方々に快適な休憩機能と憩いの場を提供するとともに、安全な地形をいかした防災拠点、新たなにぎわいを創出させる地域連携拠点及び市の魅力を発信する観光拠点として、市の観光コンテンツの一つとなることを目指しています。

ハイウェイ・オアシスについては、令和5年3月に坂東市地域拠点整備事業推進協議会を設立し、協議を経て、令和5年9月に県内初、圏央道初のハイウェイ・オアシスが事業承認されました。承認の翌月には第1期計画として一般道側の駐車場などの公園施設の工事に着手するとともに、圏央道及び一般道の両側から利用できる売店の事業者公募を開始しました。令和6年3月に事業者を株式会社ローソンに決定し、同年10月11日に、売店などハイウェイ・オアシスの一部を供用開始しました。

つつ、(*) Park-PFIなどの官民連携事業の活用を検討しながら、坂東市の魅力を市内外に発信できる飲食店や物販施設などの商業施設、子ども達にも楽しんでもらえる遊具施設など、にぎわい創出に向けた公園施設の整備を進めていきます。

(*) 都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定することで、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法の一つ。

問 今後の予定・計画について伺う。

答 第2期計画として、駐車場及び調整池などの基盤整備を進め



録画配信

あおき かずゆき
青木 和之 議員

空家等対策について

問 坂東市空家等対策協議会が発足されているが、現在の空家等の現状はどのようなか伺う。

市で把握している空家は、令和7年1月末現在、岩井地域247戸、猿島地域63戸、合計310戸あります。そのうち、定期的に管理されているものが88件、物置として週末や休暇時などに使用している物件が109件です。使用や管理がされていない空家は、岩井地域86戸、猿島地域27戸、合計113戸となっています。

問 空家等が適正に管理されているか伺う。

答 空家等に対する苦情は52件、内訳は、雑草・立木の繁茂、建物の損壊、塀の破損、ごみなどとなっています。空地に対する苦情は161件、ほとんどが雑草・立木の繁茂です。それぞれの苦情

Q 当市でも空き家バンクを設置していただきたいと思うが、考えを伺う。

A 今後関係法令、関係する計画などと整合を図った上で、民間企業と連携する手法などのメリット、デメリットについて研究しながら、効果的な方法を調査研究してまいります。

に対して、所有者もしくは管理者へ状況を連絡し、改善を依頼している状況です。

問 有効活用のための推進施策である「空き家バンク」事業や活用方法を伺う。

答 本市としては土地利用や環境保全の観点から事業導入の検討をしながらも、実施に至っていません。

問 管理不全状態の空家について伺う。

答 管理不全状態の空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる、著しく衛生上有害となる、著しく景観を損なっている状態になるおそれがある空家とされ、本市では、岩井地域8戸、猿島地域4戸、合計12戸あります。そのうち1戸は、条例に基づく指導を行っています。

問 特定空家等に対する措置について伺う。

答 特定空家とは、著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっているなど、放置することが不適切である状態の空家で、措置については空家等対策

の推進に関する特別措置法において定められています。特定空家と認定され、管理者等が改善についての指導、勧告、命令に従わず、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である場合、撤去等を行います。撤去等を行う場合、管理者等が明確な場合には行政代執行、管理者等が不明の場合には事前の公告を経て略式代執行、命令等の事前手続を経るいとまがない場合には、緊急対応措置として緊急の代執行も可能となっています。

犯罪被害者等支援条例について

問 犯罪被害者等支援への条例化について当市の考えを伺う。

答 令和4年3月に県が茨城県犯罪被害者等支援条例を制定しています。市町村の状況は現在6自治体が条例を制定しており、4市が条例化に向けて準備を進めています。本市も、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を実現するためには、条例の制定は重要であると考えますので、先進自治体の事例を調査研究するとともに、関係機関、茨城県や茨城県警等の指導をいただき、また連携を図りながら、現在条例の制定に向けて準備を進めています。



さくらい ひろみ
桜井 広美 議員



録画配信

市民窓口サービスについて

問 書かない窓口について以前質問・要望したが、その後どのように検討されたか。また、進捗しているようであれば状況を伺う。

答 令和7年度末までに国の示す標準化システムへ移行するため、国から指導をいただいています。標準化が終わった後には一歩進んだ書かない窓口の導入等についても調査研究をしていきたいと考えています。

問 おくやみ窓口のワンストップ化についてどのように考えるか伺う。検討中であれば、進捗状況を伺う。

Q 令和5年3月定例会議において質問した、書かない窓口の導入について、その後の進捗状況を伺う。

A 書かない窓口を行うことによるデジタル化のメリット、総務省やデジタル庁などからの自治体窓口デジタルトランスフォーメーションの情報並びにデジタル田園都市国家構想交付金の活用事例などを注視するとともに、先進事例を参考として本市において有効な手法となるよう調査研究をしていきます。

答 現在、おくやみの際に必要なとなる手続が多岐にわたるため、住民には非常に負担となることが多いと認識をしています。市民サービスのさらなる向上に向け、昨年より関係部局によるおくやみ窓口のワンストップ化について庁内協議を実施し、早期の運用に向け準備をしています。現在の状況は、手続が必要となる事柄や、持参いただく必要のあるもの、予約方法などをまとめた冊子を検討しています。

下水道管の老朽化対策について

問 他市において、下水道管の老朽化による大事故があったが、当市においての老朽化対策はどのようにされているか伺う。

答 本市では、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故を未然に防ぐために、坂東市下水道ストックマ

ネジメント計画（下水道施設を適切に管理することを目的とし今後の老朽化の状況を把握し優先順位をつけ施設の点検調査を実施し、その結果を踏まえ下水道施設の計画的、効率的な修繕を行うもの）を策定しています。この計画に基づき特に硫化水素が発生し腐食のおそれがある路線については、耐用年数にかかわらず最優先で対応するとしています。具体的には、重要な幹線管路や口径、時間的経過も考慮しながら、テレビカメラを用いた点検調査を実施しています。令和5年度からのカメラ調査の実績は、岩井地域で昭和53年から62年までに布設されたコンクリート製の管路2462メートル、マンホール57基を点検しました。今年度は、昭和57年から平成5年までの管路7453メートル、マンホール228基の点検を実施しています。昨年度実施した調査の結果は、腐食や亀裂等の異状箇所はありませんでした。今後も引き続き管路の異状等も含め監視していきます。



かざみ まさひろ
風見 正一 議員



録画配信

坂東市子ども計画について

問 子ども計画策定について、その取組の現状について伺う。

答 現時点では策定の時期を決定していませんが、第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画が今年3月に策定されますので、子ども大綱と茨城県の子ども計画を勘案しながら策定に向けた検討を進めていく予定です。

問 子ども計画を立案策定する際に、当市の場合、第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画と総合的複合的に一体化した計画に策定していくことが良い方向性かと考えるが、当市の考えを伺う。

答 子ども計画は第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画を内包するような形で今後進んでいくと思います。

Q 令和5年4月に施行された、子ども基本法第10条では、市町村は、国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課せられているが、当市の取組について伺う。

A 子ども大綱と茨城県の子ども計画を勘案しながら策定に向けた検討を進めていく予定です。

双方とも計画期間が5年で、支援計画は法定計画でもありますので、今後5年ずつという形で計画は策定されていく予定です。子ども計画については、本年度策定ということで始まっておりませんが、市町村によって足並みがずれています。この後どのような形でその整合性を取っていくかは、国、県の状況を鑑みながら進めていきたいと思っています。

不登校の生徒、支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する、学校の空き教室利用について

問 特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援を充実させるため、どのような取組をされているか伺う。

答 個別の支援や対応を必要とする児童に介助補助員を配置しています。また、教員免許状を持つ教職員を市のチーム・ティーチング職員として配置し、担任との連携を図っています。さらに、個別の支援計画、指導計画を作成し、本人、保護者その他の教職員との共通理解の下で指導をしています。

問 不登校児及び特別な支援を必要とする児童生徒のために、「多様な学びの場」を提供するため、リラックスして居られるフリースペースとして学校の空き教室を利用した、校内の居場所づくりの導入設置及び整備について、その考えを伺う。

答 市教育支援センターを2か所に配置しています。不登校児童生徒の受入れを行い、児童生徒の学ぶ機会の保障と居場所の確保をしています。また、在籍の教室で授業を受けられない不登校児童生徒の対応として、市内4中学校に空き教室を利用した校内フリースクールを設置しています。さらに、児童生徒が心を落ち着かせたり、一時的に個別の対応が必要となったりしたときに空き教室を利用するようにしています。

問 校内フリースペースを実証実験的に何か所かの、特に小学校に導入を図っていただきたいと思うが、考えを伺う。

答 予算との関係もありますが、できる部分から手をつけていきたいと思っています。



録画配信

ふじの
藤野 みのる
稔 議員

パブリック・コメントについて

問 35件の意見募集終了案件があったが、意見は全部で11人しか集まっていない。ほとんどの案件がパブリック・コメント無しとなっている。これらの状況について市としてどのように考えているのか伺う。

答 市民生活に身近な案件については非常に意見が出やすく、逆に各分野の専門的な計画など、それ以外の案件については意見が出にくいという傾向があると分析しています。

問 市民の意見を聞くことに対してどのように考えているのか、伺う。

答 市民の意見を聞く機会を充実させることが重要であると考えています。

Q (*) パブリック・コメントの閲覧方法はホームページだけという状況になっているが、他の方法も考えるべきではないか、考えを伺う。

A ホームページのほかに、現在、閲覧場所は近隣自治体では最多の市内8か所に設定しています。

(*) 市の基本的な政策(条例・計画等)を策定する際、事前にその案を公表して、広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定するとともに、意見の内容と市の考え方を公表する一連の手続。

市民の皆様には日々様々な御意見や御要望、御提案等をお寄せいただいています。内容については、検討させていただいた上で市政に反映し、参考にさせていただいています。

考えています。

坂東市学校施設長寿命化計画(個別施設)について

問 2月6日から3月7日までパブリック・コメントが行われているが、市民からは「学校統廃合に進むのではないかと疑問視する声がある。学校統廃合についての考えを伺う。

答 長寿命化計画はあくまでも既存の校舎等をより計画的に修繕や改築を行うための指針として策定しているもので、統廃合の考えから策定しているものではありません。各地の学校は地域のシンボリックな存在となっており、統廃合については引き続き慎重に進めていくべきと

市内小中学校の教員は不足していないかについて

問 全国的に教員の不足が深刻化する状況である。坂東市においてはどのような状況にあるのか、伺う。臨時教員も多数いるものと思うが、対策はどのようなものか、伺う。

答 本市の教職員の配置状況ですが、本採用の教職員に加え、常勤講師、非常勤講師、再任用教職員等を配置し、必要数を確保しています。年度途中で産前産後休暇、育児休業、療養休暇等による欠員が出た場合には、講師等を適宜配置して対応しています。

その他の質問

・外国籍の児童生徒や保護者への対応について



録画配信

まきし
眞喜志 おさむ
修 議員

水田を活用した治水・洪水対策について

問 農家との調整スケジュールは当市としてどのようにするのか伺う。

答 水田を活用した治水・洪水対策は非常に重要な施策であると認識しています。本市において田んぼダムの具体的な取組は行っていません。田んぼダムは、ダムや遊水地のような施設ではなく、作物の生産に影響を与えない範囲で農業者の協力を得て実施する取組であるため、農作業への影響や取組の労力を最小限にする工夫が必要とされます。そのため、田んぼダムの実施に当たっては、地域全体の協働に

Q 近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により水災害のリスクの増大が懸念されている中で、営農しながら取組むことができる地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの取組が注目をされているが、本市の考えを伺う。

A 田んぼダムの導入を検討する際には、他地域での成功事例や検証結果を調査し、課題や効果を分析した上で、地域住民や農業関係者との意見交換を通じて、実現の可能性や地域特性に応じた最適な方法を模索していく必要があると考えます。

よる継続的な取組を実現するために、営農への影響や支援制度などの情報を農業者、地域住民、土地改良区など全ての関係者で共有し、相互の理解を深め、十分な検討と調整が必要であるとと考えています。

介護予防の一体的実施が開始されています。今年度は、一般介護予防事業、高齢者サロン事業における高齢者の集いの場に医療専門職が向かい、フレイル予防に関する口腔機能の講話や、高齢者健診質問票、足指力の測定などの取組を実施しました。ほかにもヘルスアップ教室事業と連携した栄養教室、運動教室等を無料で開催し、気軽に参加できる環境づくりに努めました。また、健康で働く意思と能力を持った高齢者の就労支援や社会参加を促し、地域の発展に寄与することを目的として運営しているシルバー人材センターには、安定した運営が行えるよう補助金を交付しています。フレイル予防は単なる補助金や助成金の経済的支援だけではなく、地域全体での取組として進めることが大切と思われます。

フレイル予防について

問 経済的に当市としてどのように対応するのか伺う。

答 フレイル予防は高齢者の自立した生活を支えるために欠かせないものであり、三つの柱として、栄養・口腔機能、身体活動、社会参加の取組が重要とされています。本市では、今年度から市内の3課で連携を図り、さらに社会福祉協議会など地域の関係団体と協力しながら、高齢者の保健事業と



なごし けんじ
名越 健寿



録画配信
議員

岩井給食センター等の令和5年度灯油購入契約について

問 岩井給食センター等の令和5年7月の灯油購入契約は、口頭による契約であったようであるが、「契約を締結しようとするときは、(途中省略)契約書を作成しなければならない」とする坂東市契約規則に抵触しないか伺う。

答 単価契約に基づいて発注したものであり、契約規則には

Q 令和6年12月の定例会議においても質問したが、令和5年7月28日に給油された1万6000リットルの件、1社随意契約について、その契約に至った経緯が坂東市契約規則に抵触していないかを伺う。

A 通常の契約行為範囲内でのことと考えています。坂東市契約規則には抵触していません。

抵触しておりません。

問 また、購入数量16,000リットルが、それ以前の契約をキャンセルした経緯から、損害賠償(お詫び)の目的で予定数量よりも増量したことも抵触しないか伺う。

答 損害賠償の目的で購入数量を増量した経緯はございません。

「単価契約」とは…

特定の物品の調達や役務の提供において、あらかじめ定められた単価(予定価格)に基づい

て取引を行う契約形態のことで、具体的な数量が確定していない場合でも、単価が設定されているため、実際に発生した数量に応じて対価が支払われる仕組みのこと。市契約規則において、「一定期間継続して行う事項に係る契約にあつては、その単価について予定価格を定めることができる。」と規定されています。

令和7年 坂東市議会

4月随時会議

4月23日

4月23日に随時会議(第4回会議)が開催され、報告2件、議案2件、同意1件が提出され、次の表のとおり決まりました。

議案説明・審議結果

番号	件名	内容	付託委員会	結果
報告第3号	専決処分の報告について(坂東市税条例の一部を改正する条例)	地方税法等の改正に伴い、関連する市税条例の規定の整備を行うものです。 ・個人住民税に係る諸控除の見直し	—	報告
報告第4号	専決処分の報告について(坂東市都市計画税条例の一部を改正する条例)	・固定資産税の課税標準額の特例措置の延長 ・軽自動車税の二輪車の車両区分の見直し ・都市計画税の法律改正にあわせた条項の改正	—	報告
議案第35号	令和7年度坂東市一般会計補正予算(第1号)	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための費用などの追加により、歳入歳出それぞれ1億762万6千円を追加するものです。	—	原案可決
議案第36号	令和7年度坂東市水道事業会計補正予算(第1号)	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため水道料金の減免を行うものです。	—	原案可決
同意第1号	固定資産評価員の選任について	滝本 功幸(たきもと かつひで)氏	—	原案同意

3月23日（日）に行われた坂東市議会議員補欠選挙により当選した2人の議員を紹介
します。

たきもと かな 議員（長谷）
滝本 可南



おの たけし 議員（神田山）
小野 剛



常任委員会の所属は、2人とも総務常任委員会に決まりました。

議/会/日/誌

1月から3月までの議会活動を紹介します。

1月

- 22日 議会だより編集特別委員会
- 23日～
- 24日 県市議会議長会定例会（土浦市）

2月

- 5日 全員協議会
- 6日 常総衛生組協議会定例会
- 12日 議会運営委員会
- 13日 さしま環境管理事務組協議会定例会
清水丘診療所事務組定例会

- 14日 茨城県市議会議長会第2回議員研修会
（ひたちなか市）
- 19日 茨城西南地方広域市町村圏事務組合定例会
全員協議会
3月定例会議（第1回会議）〔初日〕
- 20日 総務常任委員会
議会だより編集特別委員会
産業建設常任委員会
- 25日 予算特別委員会
- 28日 3月定例会議（第2回会議）〔一般質問〕

3月

- 4日 3月定例会議（第3回会議）〔最終日〕

編 集 後 記

新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から議会活動に対し深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、3月の定例会議では令和7年度の予算をはじめ多くの議案が上程されましたが、一つひとつ慎重審議を重ね、全議案可決承認されました。当委員会では、議論された内容を少しでも分かりやすくお伝えできるよう思考を凝らしておりますが、ご意見ご感想等ございましたら、お気軽にお寄せ下さい。

市民の皆様にとって、より身近な議会を目指しこれからも情報発信に努めてまいります。季節の変わり目、お身体ご自愛いただき元気にお過ごしください。



議会だより編集特別委員会
副委員長 倉持 欣也